

事務連絡  
令和6年3月7日

都道府県衛生主管部（局）  
医務主管課（部）  
薬務主管課（部）  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省医薬局総務課

### 電子処方箋患者向け普及啓発資材の作成について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、電子処方箋の周知広報の一環として、TV アニメ『薬屋のひとりごと』とタイアップした普及啓発リーフレット、動画、デジタルサイネージ等を別添のとおり作成いたしました。

医療機関・薬局において、患者への電子処方箋の周りに活用いただけるよう、管下の医療機関・薬局へご案内をお願いいたします。

### 記

#### 1. 利用方法

医療機関等向け総合ポータルサイトからダウンロードしてご利用ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=f7feaf228344a2146eed0198beaad389](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=f7feaf228344a2146eed0198beaad389)

※医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

※ダウンロードしたものを転売や商用利用等を行わないでください。

#### 2. 利用期間

令和7年3月6日（木）～令和7年6月30日（月）

### 〇リーフレット（医療機関向け） 表



電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

処方箋の新章、開幕

厚生労働省

### 裏

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何か違うことがあるのか」をお伝えします。

### 患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。(オンライン服薬指導を受ける際は、マイナ在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。)

### 診察の受け方

- ①患者さんは、マイナ保険証や有効期限内の健康保険証/資格番号で医療機関を受診します。  
電子処方箋を希望することを伝えます。  
●電子処方箋を受け取るには、調剤受付カウンターで調剤します。処方箋を渡さず、マイナ保険証/資格番号を提示し、処方箋を渡すことで処方箋を受け取ります。
- ②患者さんは、通常どおり診察を受けます。
- ③医師・歯科医師が、処方箋を電子で発行します。  
●電子処方箋の発行は、処方箋の発行ボタンを押すことで行われます。処方箋の発行ボタンを押すと、処方箋の発行が完了します。
- ④患者さんは、通常どおり会計をします。  
電子処方箋の場合は、処方箋ではなく、処方内容（控え）を受け取ります。  
電子処方箋に対応した薬局へ行きます。  
●処方内容（控え）は、電子処方箋が発行された処方箋が、処方内容の内容を管理する薬局から発行されます。処方内容の内容を管理する薬局は、処方箋の発行ボタンを押すことで発行されます。処方内容の内容を管理する薬局は、処方箋の発行ボタンを押すことで発行されます。

よくある誤解 電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」を読み取り、または有効期限内の健康保険証/資格番号と引換番号を処方箋に読み取らせてもらう必要があります。
- 診察後、「引換番号」(処方箋番号)などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝え、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるので、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転売や濫用利用等を行わないでください。

### 〇リーフレット（薬局向け） 表



電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

処方箋の新章、開幕

厚生労働省

### 裏

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何か違うことがあるのか」をお伝えします。

### 患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。(オンライン服薬指導を受ける際は、マイナ在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。)

### 調剤の受け方

- ①患者さんは、マイナ受付で、薬局で調剤を受ける処方箋として「電子処方箋」を選択するか、有効期限内の健康保険証/資格番号と引換番号を薬局の窓口にご提出します。
- ②薬局が、患者さんの電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取り出します。
- ③患者さんは、通常どおり、薬剤師から服薬指導を受けます。
- ④患者さんは、通常どおり会計をし、薬を受け取ります。

よくある誤解 電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」を読み取り、または有効期限内の健康保険証/資格番号と引換番号を処方箋に読み取らせてもらう必要があります。
- 診察後、「引換番号」(処方箋番号)などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝え、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるので、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転売や濫用利用等を行わないでください。

○リーフレット設置の目印となるポップ



○動画 ※デジタルサイネージ有

